

2023年2月8日

ステーブルコイン法制に関する政令・内閣府令案等について (前編)

弁護士 河合 健 / 弁護士 波多野 恵亮 / 弁護士 宗川 帆南

Contents

- I. はじめに
- II. 「電子決済手段」の定義
- III. 電子決済手段の「発行者」に課される規制

I. はじめに

電子決済手段等(いわゆるステーブルコイン)の流通に関する規律の明確化及び導入等を目的として、資金決済に関する法律(以下「資金決済法」という。)、銀行法等の改正を内容とする「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」が2022年6月10日に公布された(以下「本改正法」という。)。本改正法の施行日は公布から一年以内とされており、2023年の前半に施行される。

本改正法の施行に向けて、2022年12月26日、金融庁より、本改正法に対応する関係政令・内閣府令及びガイドライン等の案(以下「本下位法令案」という。)が公表され、意見募集手続(パブリックコメント)に係る意見募集が行われた。

本下位法令案は、①いわゆるステーブルコインを定義した概念である「電子決済手段」の範囲の確定、②ステーブルコインの発行者となる銀行や資金移動業者、信託会社に対する規制の整備、③ステーブルコインの仲介(取引所)業務を意味する「電子決済手段等取引業」の範囲の確定、及び④電子決済手段等取引業者の登録手続きや課される行為規制の新設などをその主要な内容としている。本稿においては、上記①及び②(電子決済手段の範囲とその発行者に課される規制)に焦点を当てて解説を行い、上記③及び④(電子決済手段等取引業者に課される規制等)については、次稿を参照されたい。

II. 「電子決済手段」の定義

本改正法においては、以下のとおり、デジタルマネー類似型ステーブルコイン¹を意味するものとして「電子決済手段」の定義が新たに設けられた。

＜改正後資金決済法 2 条 5 項＞

この法律において「電子決済手段」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ【要件①】、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる【要件②】財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法…第 2 条第 1 項に規定する電子記録債権、前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの【要件③—1】（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるもの【要件③—2】を除く。）を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（第 3 号に掲げるものに該当するものを除く。）
- 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（次号に掲げるものに該当するものを除く。）
- 三 特定信託受益権
- 四 前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

(1) 1 号電子決済手段

1 号に規定される電子決済手段（以下「1 号電子決済手段」という。）は、電子的に記録・移転される通貨建資産であって不特定の者に対する代価の弁済のために使用でき、かつ、不特定の者との間で購入・売却を行うことができるものとされている。

ア 要件①

要件①（「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ」（る））の該当性を判断するに当たっては、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者と店舗等との間の契約等により、代価の弁済のために電子決済手段を使用可能な店舗等が限定されていないか」、「発行者が使用可能な店舗等を管理していないか」といった観点から、個別具体的に判断される（事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 17 電子決済手段等取引業者関係）（以下「電決業者ガイドライン」という。）案 1-1-1①）。基本的にこれらの観点は、暗号資産交換業者に関するガイドライン（事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係））において、暗号資産該当性の判断の基準として示されているのと同様である。これらの観点から検討を行った結果、ブロックチェーン等を用いることなく発行され、発行者が中央集権的に利用者ごとの残高や使用可能な店舗（加盟店）の範囲を管理している資金移動業者（いわゆる「Pay」業者等）が発行する電子マネー、前払式支払手段（プリペイドカード）、及び各種ポイント等、日本国内でリテール部門において現在広く流通している決済手段の大半は電子決済手段に該当しないことになる。

¹ ステーブルコインは、デジタルマネー類似型（法定通貨の価値と連動した価格（例：1 コイン＝1 円）で発行され、発行価格と同額で償還を約束するもの）と暗号資産型（アルゴリズムで価値の安定を試みるもの等）に大別される。このうち暗号資産類似型ステーブルコインは基本的に日本の法制上「暗号資産」に該当するものと整理され、既存の暗号資産に関する法制に則って規制されることになる。

イ 要件②

要件②(「不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる」)に関しては、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者による制限なく、本邦通貨又は外国通貨との交換を行うことができるか」、「本邦通貨又は外国通貨との交換市場が存在するか」といった観点から判断される(事務ガイドライン(案)(第三分冊:金融会社関係 17 電子決済手段等取引業者関係)(以下「電決業者ガイドライン案」という。)) 1-1-1②)。

この点、電決業者ガイドライン案 1-1-1 (注 1) においては、銀行や資金移動業者が発行するデジタルマネーにつき、発行者が、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認を行った者にのみ移転を可能とする技術的措置が講じられており、かつ、移転の都度発行者の承諾その他の関与が必要となるものは、要件②を満たさず、電子決済手段に該当しないとのお考え方が示されている。この結果、銀行又は資金移動業者が発行する、ブロックチェーンを用いて発行される通貨建てのトークンであっても、上記の措置を講じ、かつ移転の都度発行者の承諾その他の関与を要する設計とした場合には、基本的に電子決済手段に該当しないことになるものと思われる。他方、銀行、資金移動業者又は海外発行体が発行するパーミッションレス型のステーブルコインは 1 号電子決済手段に該当することになるものと思われる。

ウ 要件③

(ア)要件③—1(「電子決済手段」の定義から除外されるもの)

1 号電子決済手段の定義から、(a)有価証券、(b)電子記録債権法第 2 条第 1 項に規定する電子記録債権、(c)前払式支払手段、及び(d)当該(a)から(c)に類するものとして内閣府令で定めるものが除外されている。(d)として、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令案(以下「電決府令案」という。) 2 条 1 項は、下記のとおり規定している。

<電決府令案 2 条 1 項>

法第二条第五項第一号に規定する有価証券、電子記録債権法…第二条第一項に規定する電子記録債権又は法第三条第一項に規定する前払式支払手段に類するものとして内閣府令で定めるものは、対価を得ないで発行される財産的価値であって、当該財産的価値を発行する者又は当該発行する者が指定する者から物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるものとする。

電決府令案 2 条 1 項に規定する上記(d)としては、利用者が事業者から商品やサービスの提供を受ける際に景品やおまけとして無償で付与されるいわゆる通貨建てのポイントが該当するものと考えられる。したがって、このようなポイントについては、仮にパーミッションレス型のトークンとして発行されたとしても、原則として、電子決済手段の定義から除外されることとなる。もっとも、パーミッションレス型のポイントについては、暗号資産に該当する可能性があり、暗号資産の定義に該当しないか別途検討を要する。

(イ)要件③—2(「電子決済手段」の定義から除外されないもの)

改正資金決済法 2 条 5 項 1 号においては、上記(a)から(d)から、さらに要件③—2として、「流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるもの」が除外されており、したがって、これに該当する場合には電子決済手段に該当することとなる。すなわち、例外の例外が定められているということである。電決府令案 2 条 2 項は、要件③—2として、下記のとおり規定している。

＜電決府令案 2 条 2 項＞

法第二条第五項第一号に規定する流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、法第三条第一項に規定する前払式支払手段(前払式支払手段に関する内閣府令…第一条第三項第四号に規定する残高譲渡型前払式支払手段、同項第五号に規定する番号通知型前払式支払手段その他の移転を完了するためにその都度当該前払式支払手段を発行する者の承諾その他の関与を要するものを除く。)とする。

すなわち、改正後資金決済法 2 条 5 項 1 号において、電子決済手段の定義から、前払式支払手段が除かれているが、電決府令案 2 条 2 項により、パーミッションレス型のブロックチェーン上で売買・交換が行われる前払式支払手段は、原則として、電子決済手段に該当することとなる。具体的には、移転を完了するためにその都度発行者の承諾その他の関与を要しない前払式支払手段²、例えば、発行者がブロックチェーン等の基盤を利用して不特定の者に対して流通可能な仕様で発行し、発行者や加盟店以外の不特定の者に対する送金・決済手段として利用できる前払式支払手段は、電子決済手段に該当する(電決業者ガイドライン案 1-1-1(注 2))。

また、利用者保護及び業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、前払式支払手段発行者は、電子決済手段に該当する前払式支払手段を発行しないよう適切な措置を講じることが新たに義務付けられた(前払式支払手段に関する内閣府令改正案 23 条の 3 第 3 号)。

以上を踏まえると、前払式支払手段の形式で、電子決済手段(パーミッションレス型のステーブルコイン)を発行することは、今回の改正によって原則禁止されることになったといえることができる。この措置は、本改正法的前提となった、金融審議会・資金決済ワーキング・グループ報告の段階から意識されていた、「発行者がパーミッションレス型の分散台帳で不特定の者に対して流通可能な仕様で発行し、発行者や加盟店以外の不特定の者に対する送金・決済手段として利用できる」前払式支払手段が存在することへの対応として措置されたものとみられる。

もともと、電決府令案 2 条 2 項の適用に関しては、附則 2 条において経過措置が定められており、同府令の施行日から 2 年間は、同府令案 2 条 2 項は適用されないこととされている。そのため、当該期間の間は、パーミッションレス型のブロックチェーン上で発行されるプリペイド型のステーブルコインは電子決済手段に該当しないことになり、その結果、経過措置の期間中は、電子決済手段に関連する規制は適用されず、またその発行は禁止されないこととなる。

(2) 2 号電子決済手段

不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができない財産的価値であっても、不特定の者を相手方として 1 号電子決済手段と相互に交換できるものについては、2 号に規定される電子決済手段(以下「2 号電子決済手段」という。)として電子決済手段に該当する。

不特定の者を相手方として 1 号電子決済手段と相互に交換できるものか否かを判断するに当たっては、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者による制限なく、1号電子決済手段との交換を行うことができるか」、「1号電子決済手段との交換市場が存在するか」、「1号電子決済手段を用いて購入又は売却できる商品権利等にとどまらず、当該電子決済手段と同等の経済的機能を有するか」等の観点から判断される(電決業者ガイドライン案 1-1-1③)。

² 上記の電決府令案 2 条 2 項の括弧書き中にある、残高譲渡型前払式支払手段及び番号通知型前払式支払手段は、いずれも移転を完了するために都度発行者の承諾その他の関与を要する前払式支払手段であり、これらは電子決済手段には当たらない。

(3) 3号電子決済手段

改正後資金決済法2条5項3号に規定される電子決済手段(以下「3号電子決済手段」という。)として、「特定信託受益権」が規定されている。

信託受益権が「特定信託受益権」に該当するための要件として、改正後資金決済法2条9項は、電子的に記録・移転される信託受益権であって、受託者が信託財産たる金銭の全額を預貯金により管理するものであることを定める。

電決府令案3条は、さらなる要件として、特定信託受益権が円建てで発行される場合には、信託財産の全部が、その預金者等がいつでも払戻しを請求することができる預金等(外貨預金等・譲渡性預金等を除く)により管理されるものであること、また、特定信託受益権が外貨建てで発行される場合には、信託財産の全部が、その預金者等がいつでも払戻しを請求することができる、当該信託財産の外国通貨に係る外貨預金等(譲渡性預金等を除く)により管理されるものであること、を定める。

なお、特定信託受益権については、金商法2条に規定する「有価証券」には該当せず(改正後金商法2条2項、金商法施行令改正案1条の2、定義府令改正案4条の2)、金商法上の発行開示規制、業規制等は適用されない。

(4) 4号電子決済手段

改正後資金決済法2条5項4号では、「前3号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの」も電子決済手段とされている(以下「4号電子決済手段」という。)

同号を受けて規定された電決府令案2条3項は、4号電子決済手段を下記のとおり定めている。

<電決府令2条3項>

法第二条第五項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限る。)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの【要件①】(同項第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。)のうち、当該代価の弁済のために使用することができる範囲、利用状況その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるもの【要件②】とする。

ブロックチェーン等のネットワークを通じて移転可能な仕組みを有する財産的価値であれば、金融庁長官が告示等により指定することにより、4号電子決済手段に該当する。もっとも、本下位法令案においては、金融庁長官による4号電子決済手段に該当するものの指定はなされていないため、本改正法施行時には4号電子決済手段に該当するものは存在しないことになる。

しかし、資金決済法上の暗号資産の定義を充足するデジタル資産であれば、要件①を充足すると考えられるところ、今後、特定の暗号資産が決済手段として広く普及・利用されるような状況となった場合には、金融庁長官の指定により、当該デジタル資産が4号電子決済手段に該当する可能性があることに十分留意する必要がある。なお、電子決済手段に該当することとなったデジタル資産は、資金決済法上の暗号資産には該当しない(改正後資金決済法2条14項1号参照)。

III. 電子決済手段の「発行者」に課される規制

(1) 銀行・資金移動業者(特定信託会社を除く)

上記Ⅱのとおり、電子決済手段は、法定通貨建ての財産的価値である必要があり、当該電子決済手段を発行・償還することによって、直接現金を輸送することなく隔地者間で資金の授受をすることができることとなるため、電子決済手段の発行・償還行為は「為替取引」³に該当する。そのため、そのような電子決済手段を発行・償還するためには、原則として銀行業免許又は資金移動業登録を受ける必要がある(銀行法2条2項2号・4条1項、資金決済法2条2項・37条)(なお、特定信託会社については、下記(2)を参照)。

ここで、上記①(1)イ(要件②)で述べたとおり、銀行又は資金移動業者がパーミッションレス型のブロックチェーン上で発行するトークン及びパーミッションド型のブロックチェーン上で発行するトークンのうち移転の都度発行者の承諾その他の関与を要する設計となっていないものは、電子決済手段に該当することになる。

そして、発行体が銀行である場合、信託兼営銀行が特定信託受益権として発行する場合を除けば、トークン上に表示される権利は、利用者に償還請求権がある場合には、銀行に対する預金債権と整理することが自然なように思われる。しかし、ブロックチェーン上で流通する電子決済手段は、電子決済手段等取引業者が管理するウォレットだけでなく、保有者自身が管理するアンホステッドウォレットに移転し得ることから、発行者である銀行が適時に当該電子決済手段の保有者(＝預金者)の情報を把握することは技術的に困難であると考えられる。このような事態は、銀行の破綻時における迅速な名寄せを前提とする現行の預金保険制度において想定されていない事態であると言え、また、本改正法及び本下位法令案においても特段の手当てはなされていないように見受けられる。そうすると、この点が実務上又は立法的に解決されるまでは、事実上銀行が預金債権と紐づいた電子決済手段(tokenized deposit)を発行することは困難であると思われる。

このため、当面の間は、1号電子決済手段の発行者は資金移動業者となるものと思われる。そこで、電子決済手段に該当するデジタルマネーを発行・償還する資金移動業者に対して課される規制について、以下概説する。

ア 電子決済手段を発行する資金移動業者に対する規制

(ア)滞留規制・送金上限

第一種資金移動業者が電子決済手段の発行者として為替取引を行うことは、法令上明示的に禁止されていないものの、厳格な滞留規制(資金決済法51条の2)が課されるため、償還がなされない限り顧客資金が資金移動業者において滞留することとなる電子決済手段の仕組みと合致せず、事実上困難と思われる。

第二種資金移動業者については、電子決済手段の発行者として為替取引を行うことができ、その場合は、下記の滞留規制や送金上限等、第二種資金移動業者としての規制に服する。

【滞留規制】

第二種資金移動業者は、各利用者の電子決済手段の履行等金額(＝保有残高)が、100万円を超える場合は、当該電子決済手段の利用者の資金が為替取引に用いられるものであるかを確認するための体制を整備しなければならない(資金決済法51条、資金移動業者に関する内閣府令案(以下「資金移動業府令案」という。)30条の2第2項)。ただし、電子決済手段等取引業者が管理するウォレット内の各利用者の残高について管理すれば足り、アンホステッドウォレット内において管理されている残高についてまで100万円の計算

³「為替取引」とは、「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう」とされている(最三小決平成13年3月12日)。

に含めることは求められていない。

電子決済手段等取引業者が電子決済手段の移転・管理に係る業務を行う場合、発行者である第二種資金移動業者が上記の態勢整備義務を履行するためには、以下の点を遵守する必要がある(事務ガイドライン(案)(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係)(以下「資金移動業者ガイドライン案」という。))IV-2)。

- 電子決済手段等取引業者が管理するウォレットにおいて、利用者の電子決済手段の額が 1 人当たり 100 万円を超えている場合、自ら又は電子決済手段等取引業者をして、電子決済手段等取引業者が管理する電子決済手段に係る利用者の資金が為替取引に関するものであるかを確認するための態勢を整備すること
- 仮に為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断される場合、自ら又は電子決済手段等取引業者をして、利用者に償還を請求するようにし、利用者がこれに応じない場合、利用者に電子決済手段を償還する等当該電子決済手段に係る利用者の資金を保有しないための措置を講じること

【送金上限】

第二種資金移動業者が電子決済手段を発行する場合、一件当たり 100 万円相当額という送金上限規制が適用される。

具体的には、発行者である第二種資金移動業者が当該送金上限規制を履行するためには、以下の点を遵守する必要がある(資金移動業者ガイドライン案 IV-2)。

- 電子決済手段等取引業者が利用者の指図により電子決済手段を移転させる場合(電子決済手段等取引業者が管理しないウォレットに移転する場合を含む。)、自ら又は電子決済手段等取引業者をして、当該移転の 1 件当たりの金額が 100 万円を超えないようにするための措置を講ずる態勢を整備すること
- 第二種資金移動業者が利用者のアンホステッドウォレットに対し新規に電子決済手段を発行する場合も上記と同様

(イ)利用者保護のために追加された規制

電子決済手段を発行する資金移動業者は、通常の資金移動業者としての行為規制に加え、利用者保護の観点から、主として下記の行為規制が課せられる。

- 事前届出義務(①新たに電子決済手段の発行による為替取引を行おうとすることによる資金移動業の内容又は方法の変更、②電子決済手段の発行による為替取引を行っている場合には、発行する電子決済手段の変更)(資金移動業府令案 9 条の 9 第 5 号、6 号)
- 電子決済手段の内容に関する説明義務(資金移動業府令案 29 条の 3)
- 利用者の保護又は資金移動業の適切かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を発行しないために必要な措置を講じる義務(資金移動業府令案 31 条 5 号)
 - 具体的に講じるべき措置は、資金移動業者ガイドライン案 II-2-2-1-1(9)に定められており、主要なものとして以下のものが記載されている。
 - ◇ 発行する電子決済手段について、権利の移転時期やその手続きを明確化すること
 - ◇ 電子決済手段等取引業者に取引記録の作成・保存、取引モニタリング等の犯収法上の義務の履行に必要な事務を委託する場合における態勢、パーミッションレス型のブロックチェーンにおいて電子決済手段を発行する場合には自らが管理しないウォレット(筆者注:アンホステッドウォレットを含むと思われる)に係る電子決済手段の移転及び償還を停止するための態勢等、資金移動業者ガイドライン案 II-2-1-2 に定める AML/CFT について必要な態勢を整備すること

- ◇ 資金移動業者や電子決済手段等取引業者の破綻時や技術的な不具合等(サイバー攻撃のほか、事務処理ミス、内部不正、システムの不具合等)が生じた場合に、資金移動業者や電子決済手段等取引業者による電子決済手段等取引業に係る取引の解除・取消しや損失の補償等を確保すること
 - ◇ 利用者が電子決済手段の償還請求をする場合、速やかに適切な償還が行われる態勢として、受付窓口の設置や償還手続きに関する社内規程の策定等
- 上記のうち、一点目の「発行する電子決済手段について、権利の移転時期やその手続きを明確化すること」との関係で、一号電子決済手段の移転につき、どのように法的に構成するかが問題となる。

この点、電子決済手段の移転が発行体(資金移動業者)に対する金銭債権の譲渡であるという法的構成をすると債権譲渡の対抗要件の具備(確定日付のある証書による通知が必要)が必要となりワークしない。そのため、移転元アドレスの保有者の発行体に対する金銭債権は消滅し、同時に、移転先アドレスの保有者の発行体に対する金銭債権が発生する等と構成することなどが想定されるが、そのような方法で法的に問題なく機能するかといった点については、さらなる検討を要する。

(2) 特定信託会社

信託会社又は外国信託会社は、「特定信託会社」として、3号電子決済手段(特定信託受益権)を発行することができる(改正後資金決済法2条27項、同施行令第2条の2)。ここでいう「信託会社」には、運用型信託会社だけでなく管理型信託会社も含まれることから(信託業法2条2項)、管理型信託会社であっても3号電子決済手段を発行することができる。

ア 特定信託会社が電子決済手段を発行する場合に必要な手続き

特定信託会社が3号電子決済手段を発行することで業として為替取引を行う場合、銀行業免許又は資金移動業登録を受けずに、3号電子決済手段を発行することができる(改正後資金決済法37条の2第1項)。ただし、所定の事項について届出を行う必要がある(同条3項、資金移動業府令第3条の6)。

イ 特定信託会社に対する規制

特定信託会社が業として3号電子決済手段(特定信託受益権)を発行する場合、特定信託会社を資金移動業者とみなして、資金移動業者に適用される一定の行為規制等が適用される(改正後資金決済法37条の2第2項)。また、資金移動業者ガイドライン案のうち、第一種から第三種の資金移動業者にすべからく適用される記載についても、特定信託会社に適用される(資金移動業者ガイドライン案VI-2)⁴。

(ア)滞留規制・送金上限

【送金上限】

特定信託会社にも、第二種資金移動業者と同様の100万円相当額の送金上限規制が適用される(資金移動業者ガイドライン案VI-1)。

⁴ 特定信託会社が行う3号電子決済手段(特定信託受益権)の発行による為替取引は「特定信託為替取引」(改正後資金決済法2条28項)に該当し、これを業として行う場合は「特定資金移動業」(改正後資金決済法36条の2第4項)に該当する。「特定資金移動業」は資金移動業のうち「特定信託為替取引」のみを業として営むことをいうが、これは資金移動業の一つであることから、特定信託会社は資金移動業者として(改正後資金決済法37条の2第2項)、資金移動業者と同様の規制に服し、資金移動業者ガイドライン案が適用される。

もつとも、特定信託会社は、別途認可を受けることにより、1 件当たり 100 万円を超える移転が可能な 3 号電子決済手段を発行することも可能である。この場合、特定信託会社は、業務実施計画(移動させる資金の額の上限額等)を定め、認可を受ける必要がある(改正後資金決済法 37 条の 2 第 2 項、40 条の 2 第 1 項、施行令案 12 条の 4)。この場合、第一種資金移動業者と同様に、高額の為替取引を行うことが可能な 3 号電子決済手段を発行することに伴うリスクを踏まえた充実した体制整備が求められる(資金移動業者ガイドライン案 VI-1)。

【滞留規制】

特定信託会社に対しては、資金移動業者に課されている滞留規制は課されていない(改正後資金決済法 37 条の 2 第 2 項において適用される同法 51 条の読み替えにおいて「利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられないことがないと認められるものを保有しないための措置」の部分は準用されておらず、また、第一種資金移動業者について厳格な滞留規制を定める同法 51 条の 2 は準用されていない。)

(イ)利用者保護のために追加された規制

一般の資金移動業者に適用される規制に加え、上記(1)(イ)記載の、第二種資金移動業者が電子決済手段を発行する場合と同様の規制が利用者保護の観点からの規制が適用される。

このうち、資金移動業者ガイドライン案 II-2-2-1-1(9)に規定される、「発行する電子決済手段について、権利の移転時期やその手続きを明確化すること」との関係で、信託会社が発行するパーミッションレス型のブロックチェーンを利用した特定信託受益権の場合につき、トークンの移転につき、どのように法的に構成するかが問題となる。

すなわち、通常の信託受益権の譲渡は、確定日付のある証書によって通知又は承諾しなければ受託者以外の第三者に対抗することができないとされており(信託法 94 条)、受益証券発行信託の受益権の譲渡の場合は、その受益権を取得した者の氏名又は名称及び住所を受益権原簿に記載し、又は記録しなければ、受益証券発行信託の受託者(受益証券を発行しない受益権の場合は「受託者その他の第三者」)に対抗することができないとされている(信託法 195 条)。

しかし、信託会社が発行するパーミッションレス型のブロックチェーンを利用したトークンの移転につき、信託受益権の譲渡であると法律構成すると、受益証券発行信託を用いることは困難(アンホステッドウォレットへの移転が想定される以上、受益権を取得した者の氏名又は名称及び住所を受益権原簿に記載・記録が困難)であり、受益証券発行信託とせず通常の信託受益権と構成する場合であっても、ブロックチェーン上の移転に確定日付のある証書による通知・承諾はなじまない。したがって、信託会社が発行するパーミッションレス型のトークンの移転は、受益権の譲渡ではなく、他の法律構成とする必要があるものと考えられる。

具体的には、トークンを移転すると、(特段の意思表示なく自動的に)移転元アドレスの保有者の受益権は消滅し、移転先アドレスの保有者の受益権が発生する(とする合意を当該特定信託受益権の取引参加者全員が行っている)という構成(消滅・発生構成)などが検討されることになるが、そのような方法で法的に問題なく機能するかといった点については、さらなる検討を要する。

さらに、特定信託会社に課される規制として、特定信託受益権の受益者が信託契約期間中に当該特定信託受益権について信託の元本の償還を請求した場合は、遅滞なく当該特定信託受益権に係る信託契約の一部を解約することにより当該請求に応じるか、又は、遅滞なく当該特定信託受益権をその履行等金額と同額で買い取る必要がある(改正後資金決済法 37 条の 2 第 4 項、資金移動業府令案 3 条の 7、資金移動業者ガイドライン案 VI-3)。

(後編に続く)

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 河合 健 (ken.kawai@amt-law.com)
弁護士 波多野 恵亮 (keisuke.hatano@amt-law.com)
弁護士 宗川 帆南 (honami.sohkawa@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com